

第五次地域管理経営計画書

(下北森林計画区)

(第一次変更計画)

計画期間 (自 平成 31 年 4 月 1 日)
(至 令和 6 年 3 月 31 日)

(第一次変更 令和 3 年 3 月)

東北森林管理局

【変更自由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 地域の産業の振興に寄与するため伐採及び更新計画を変更する。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- (4) 主要事業の実施に関する事項1
 - ① 伐採総量1
 - ② 更新総量1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	767,402	631,536 (8,726ha)	55,000	1,453,938

注1) ()は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	1,585	1,381	2,966

注) 四捨五入により計が一致しない。